

~185.2.5~9~

(185.2.13<9>連.その)

S.47.2.15について 被告人に質問して来たたまたまのテーマ

185.2.5~9

* 厚判決の認定事実を一語一行ずつ批判する。

* 逮捕手続書のデック上げを一語一行ずつ批判する。

時刻10:53は〜として、教職員への通報は数分前。

* 教養部広報才31号 10ページの時間割(10:50~才2時限)

11ページ下から8~10行目「2時限開始前、松下逮捕」

∴ 厚判決「11時=3の4行」は不可能。

* 被害をたき立てる中で有名である人、起訴状〜厚判決〜

「吉安、柳川、本田」については一言も触れていない。

* 二の順番もデタラメ。本田は一審で「自分より先に吉安に投下」

けられた。」と述べている。(つまり、被告本人の行爲を、松下1人の行爲

として描く) ← 後述の写真が給に立つ。

* 厚判決が触れていない <> 煙の意味。(6村の<>との関連)

共同犯の試み。<>に煙く〜の発想。右にパンに落ちた手跡。

* 松下は実行行爲と無関係(思想的に、目撃証人から)

* 罪状の公衆執行物案であることの肉題性。

関連する 授意、試験等の事件は全て威力業務妨害である。(一般に)

実力をもって被害を排除していることについて、公衆執行妨害である。

(森川判決参照)

* 試験が〜と〜警備は公務では業務ではない。

提出済

拒否している。(官内判決参照)

B108の受験者はゼロで、試験は中止した。

50-41-50

~85.2.5~9~

(85.2.13<F>達.90)

最終的な手と女として被告人に質問していただきたいテーマ

85.2.5~9

* 7個の事件それぞれについて補充したいことは?

→ 弁護士と相談して、中には文書で提出も考えている。

* 総体について最終的にあへておきたいことは?

① 過重形 } a事件では5人。 未審形 } a事件では4人。
被告xのみ } 全てのa人

② 1~2審の総体性から判断して行しい。

1審、最終意見陳述 ~ 弁論 (五月三日の会通信才25号参照)

2審の控訴趣意書 ~ 補充書

E示すまで 現在まで新しい質問の意味も生きたく。

③ 本件審理は、東京で始まる新しい審理への媒介項とされている。

(大学争争の永続性から把握)

* 身体的拘束 ~ 訴訟費用について。

S.45.10の21分 ~ 一定期間あり。

本来5万円程度

裁判所が「不明」の裁判。

訴訟終了後

職掌

5万円を許可

S.51.4.9 死した子と母を立せている。

5万円とたかたか

始の学費を5万円。

いく。

生活自体の困難であり、訴訟費用は負担している。

本件を国選弁護人に5.2万円を費用に支払。

の限界に達するまでに

心から感謝している。

85-14 EOC

~ 185.2.5 ~ 9 ~
(185.2.13 (7) 通. 90)

控訴審の最終弁論の構成に関して

185.2.5 ~ 9

* 刑法335条② (犯罪の成立を妨げる理由等の主張に対する判断) の視覚から、原判決の判断が部分的かつ誤っていることと

前弁論人(被告人)の控訴趣意書への指摘する範囲

現在までの証拠調べで明らかにした範囲

の双方について指摘し、二審裁判所の判断を要請していく。

お=5;時、はしとて意味Eモフ。

本件審理は

* 被告人が長期拘留の困難に耐えて、1.31公判のころに述べて語っている内容に注目しては、(十分に防衛権を行使しつゝ一面と、
その中には、こゝまで、たゞもつた見解を証言を呈している

面。双方に注目すべきである。)

* 前提から結論として

神戸大学争論 ~ 大学当局の独自位置

(公訴の政治的経済性(本来、公訴趣意 - 少くとも犯罪)

を主張し、その現情状において

神戸大学争論の経緯(研究室からの証拠物留置 ~ 送付鎖)

幹部

への弾圧

資料等

裁判を小さくする4がら - 活動の経緯への弾圧(各裁判の中心内容)

として現示されていること

かりに文字として記さずして

魂の海軍において 豊有して来たこと。